

2 奨学制度等

定住外国人等で家庭の生活事情等により経済的理由で進学や在学が困難な人に対しては、主に次のような奨学金制度等を利用することができます。

(1) 県の奨学金

① 広島県高等学校等奨学金

対象者	保護者等が広島県内に住所を有し、経済的理由により修学が困難と認められる高校生等
給付・貸付けの別	貸付け
貸付金の種類	【入学準備金】 高等学校等への進学を希望する中学校等3年生を対象に入学前に貸付け 【修学奨学金】 高等学校等に在学している生徒を対象に毎月貸付け
貸付要件、貸付額等の詳しいことは、生徒が在学等する学校等又は次の問い合わせ先にご相談ください。	

② 高等学校等学びの変革環境充実奨学金

対象者	住民税所得割が非課税の世帯の高校生等で、高等学校等での授業で使用する生徒用ICT端末を保護者等の負担で購入等する者
給付・貸付けの別	給付
給付対象者については、毎年7月頃（私立は9月頃）詳しい案内等を配付します。詳しいことは、生徒が在籍する学校等又は次の問い合わせ先にご相談ください。	

問い合わせ先

広島県教育委員会事務局教育支援推進課企画調整係
 広島市中区基町9-42
 ☎082-513-4996

③ 高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金

対象者	高等学校の定時制課程及び通信制課程に在籍している生徒で、経済的理由により著しく修学が困難な者であり、かつ経常的収入を得る職業についている者
給付・貸付けの別	貸付け
貸付要件、貸付額等については、直接生徒が在籍する高等学校にお問い合わせください。	

(2) その他の奨学金

① 独立行政法人日本学生支援機構

HP：<https://www.jasso.go.jp/index.html>

対象者	学校教育法による高等学校・短期大学・大学(学部)・大学院・高等専門学校・専修学校(高等課程・専門課程)に在学する学生及び生徒。
給付・貸付の別	給付・貸付
対象人員，支給額，返済方法等の詳しいことは，直接所属する学校へお問い合わせください。	

② 公益財団法人交通遺児育英会

対象者	保護者が道路における交通事故で死亡したり，重い後遺障害で働けないため，家庭の生活事情が苦しく教育費に困っている人で，「高等学校又は高等専門学校生」，「大学奨学生」，「大学院奨学生」，「専門学校及び各種学校奨学生」があります。
外国籍の方	以下の在留資格を持ち，返還完了まで日本に永住することが明白な方 法定特別永住者，永住者，日本人の配偶者等，永住者の配偶者等，定住者
給付・貸付の別	貸付
対象人員，支給額，返済方法等の詳しいことは，直接次にお問い合わせください。	

問い合わせ先

(公財) 交通遺児育英会
 東京都千代田区平河町 2-6-1 平河町ビル 3 階
 ☎03-3556-0773 (直通)
 ☎0120-521286 (フリーダイヤル)

③ 社会福祉法人広島県社会福祉協議会

《交通遺児就学奨励金給付事業》

対象者	交通事故により父母又はそのいずれかを失った就学中の児童及び生徒で、経済的理由で就学が困難あるいは困難と認められる人。
給付・貸付の別	給付（年1回）
対象人員，支給額等の詳しいことは，直接次にお問い合わせください。	

問い合わせ先

（社福）広島県社会福祉協議会
 広島市南区比治山本町 12-2
 ☎082-254-3411

《生活福祉資金貸付（教育支援資金）》

対象者	低所得世帯で、経済的な理由により高校，短期大学，大学又は高等専門学校進学又は在学が困難な世帯 （ただし，住民票等で現在地に6か月以上居住していることが確認でき，将来とも永住する確実な見込みがあることが必要です。）
給付・貸付の別	貸付
対象人員，貸付額，返済方法等の詳しいことは，直接次にお問い合わせください。	

問い合わせ先

《制度に関すること》
 （社福）広島県社会福祉協議会 生活支援課
 ☎082-254-3413
 《借入相談窓口》
 お住まいの地域の市区町社会福祉協議会

④ 公益財団法人朝鮮奨学会

対象者	韓国人・朝鮮人学生（韓国籍・朝鮮籍）で，成績優良であり，学費の支弁が困難な者で，次の条件に該当する者 1 日本の各高等学校（高等専門学校，中等教育学校の後期課程，特別支援学校を含む）に在学 2 日本の大学の学部（短期大学も含む）および大学院の正規課程（通信課程は除く）に在籍
給付・貸付の別	給付
対象人員，支給額，返済方法等の詳しいことは，直接次にお問い合わせください。	

問い合わせ先

本部：東京都新宿区西新宿 1-8-1

☎03-3343-5757

HP：http://www.korean-s-f.or.jp/

⑤ 公益財団法人韓国教育財団

対象者	1 韓国籍で，なおかつ日本の永住権を保持し，日本国内の高校・大学・大学院のいずれかに在学する満 30 歳以下の者。 2 日本国籍保持者（帰化した者を含む）で，韓国学を専攻し，韓国語能力試験において 3 級以上の合格者。
給付・貸付の別	給付
支給額：高校生 120,000 円，大学生 500,000 円，大学院 1,000,000 円，応募資格等の詳しいことは，ホームページをご覧ください。	

問い合わせ先

（公財）韓国教育財団

東京都港区三田 4-6-18 6F

☎03-5419-9171

HP：https://www.kref.or.jp/

⑥ 公益財団法人広島県韓国奨学会

対象者	県内在住の韓国人で専門学校・大学に在学する人
給付・貸付の別	給付
対象人員，支給額等の詳しいことは，直接次にお問い合わせください。	

問い合わせ先

(公財) 広島県韓国奨学会
 広島市東区東蟹屋町 7-9
 ☎082-264-2345

(3) 高等学校等就学支援金

■ 公立高等学校

対象者	高等学校等に入学した生徒 ただし，次の方は対象となりません。 1 高等学校等を既に卒業したことがある生徒や3年（定時制・通信制は4年）を超えて在籍している生徒（以前に高等学校等に在籍した期間がある場合はその期間も含める。） 2 専攻科の生徒や科目履修生，聴講生 3 保護者等全員の「課税標準額（課税所得額）×6%－市町村民税の調整控除の額」の合計額が30万4200円以上の世帯（※）の生徒 ※年収の目安は，4人家族で約910万円以上の世帯
支給額	授業料（受講料）相当額 ただし，高等学校等就学支援金は，学校の設置者が生徒本人に代わって国から受け取り授業料等に充てるため，生徒本人に支給されるものではありません。

高等学校等就学支援金を受給するためには，申請をする必要があります。
 4月の入学時（秋季入学者は10月）に学校を通じて申請書等を配布しますので，申請書に必要な書類（マイナンバーカードの写し等）を添えて学校へ提出してください。詳しくは，次の問い合わせ先にご相談ください。

問い合わせ先

広島県教育委員会事務局教育支援推進課就学支援係
 広島市中区基町 9-42
 ☎082-222-3015

(4) 高校生等奨学給付金

■国公立高等学校

対象者	当年7月1日（基準日）現在，次の要件をすべて満たす者 1 保護者等全員の市町村民税所得割額が非課税であること 2 保護者等が広島県内に在住していること 3 生徒が就学支援金支給対象である国公立高等学校等に当年7月1日現在，在学していること
高校生等奨学給付金を受給するためには，申請をする必要があります。 毎年7月頃に学校を通じて申請書等を配布しますので，申請書に必要な書類を添えて学校へ提出してください。 支給額等，詳しくは，次の問い合わせ先にご相談ください。	

問い合わせ先

広島県教育委員会事務局教育支援推進課就学支援係
 広島市中区基町9-42
 ☎082-222-3015

(5) 授業料の減免

■公立高等学校

対象者	授業料等の支払が困難と認められる生徒及び教育上特に必要と認められる生徒
減免額	授業料（受講料）の全部又は一部
減免額，手続等については，生徒が在籍する学校にお問い合わせください。	

※ (3), (4), (5) については，私立高等学校等(一部の専修学校，各種学校を含む)においても，同様又は類似の制度があります。手続などについては，直接，生徒が在籍する高等学校等にお問い合わせください。